

子どもと教育・文化を守る大阪府民会議

申し合わせ

- 一、名称
この会は、子どもと教育・文化を守る大阪府民会議といい、略称を教育文化府民会議とします。
- 二、事務局
大阪府教育会館（大阪市天王寺区東高津町七―十一）大阪教職員組合に事務局をおきます。
- 三、目的
府民共同の力で、憲法、「子どもの権利条約」にもとづき、子どもと青年の未来をきりひらく教育・文化を、職場・地域から民主的に発展させることを目的とします。
- 四、活動
前項の目的を達成するために活動は、参加団体・個人からの提起にもとづき、幹事会の合意によって行います。
- 五、会への参加
この会の目的に賛同し、この会に参加を希望する団体・個人は、幹事会の承認を得て参加します。
- 六、運営
参加団体・個人は、対平等で、それぞれの自主性を尊重しあいながら、共同してこの会の目的達成のために一致する課題で活動します。
- 七、会議
総会は毎年一回開きます。臨時に開くこともできます。幹事会は、年三回程度開きます。総会はすべての団体・個人で構成し、幹事会は代表委員と幹事で構成します。具体的な活動は幹事会で決めて行い、重要事項は総会に承認を求めます。但し、緊急を要する場合は幹事会で決定し、総会の事後承認をもとめます。
- 八、役員
役員は代表委員若干名、幹事若干名、事務局長一名とし、総会で選出します。役員の補充は幹事会で行います。
- 九、地域の組織との協力・共同
この会は、目的を同じくする地域の組織と一致する要求・課題で協力・共同し、活動の全府的発展を目指します。そのため必要に応じて団体・地域代表者会議や、交流集会を開催し、参加をよびかけます。
- 十、財政
すべての参加団体・個人は一口（年額二〇〇〇円）以上の会費を拠出し、この会の恒常的経費にあてます。活動のための経費は、分担金・参加費・寄付金などでまかないます。

活動課題

- 一、三〇人学級実現、私学助成拡充、支援学校・学級増設、幼児教育・保育の充実、父母負担の軽減など教育諸条件の整備の運動をすすめます。
- 二、憲法の改悪を許さず、その理念と原則や「子どもの権利条約」に基づき、府民のための教育改革、児童福祉法を守り生かす運動を、府民共同ですすめます。
- 三、子どもたちの健全で豊かな成長・発達を保障するために、退廃的な文化に反対し、人間の生命を尊び、生きることを励ます、優れた文化の創造と普及のために活動します。
- 四、地域における教育・子育ての共同をいっそう強化します。